

こんにちは ふくま健治です

活動報告ニュース
2014年2月2号

生活保護裁判勝訴 大分市は控訴を断念

最低賃金制を基礎にした収入認定は違法

2014年1月27日、大分地方裁判所（宮武康裁判長）は、原告の請求を全面的に認める判決を言い渡しました。

本件の原告は、1999年9月から生活保護を受給し始め、その後も精一杯、仕事に励んでいましたが、不景気のため、どうしても収入がさがってしまいました。



そのようななかで、大分市福祉事務所は、原告に対し、最低収入賃金額（大分県の最低賃金×1日7時間×25日）の計算式を基礎とした収入認定をおこない、9年間にもわたって、家賃や水道光熱費も滞納せざるをえないなど、最低生活未満の悲惨な生活を強いてきました。

（県へ生活保護改善を求める） たって、家賃や水道光熱費も滞納せざるをえないなど、最低生活未満の悲惨な生活を強いてきました。

大分地方裁判所は、大分市福祉事務所の原告に対する取り扱いが生活保護法に照らして違法なものであると明確に判断し、本来支給されるべきであった生活保護費と実際の支給額との5年間分の差額相当額の損害賠償、及び慰謝料の請求を認める判決を言い渡しました。

大分市は、裁判の判決を真摯に受け止め、今後本件と同じような過ちを繰り返さないために、不法・不当な処分については、憲法25条と生活保護法の理念、生活困窮者の実情によりそって、迅速・適切な行政運営を徹底することを強く要求します。

私もこの判決を教訓に、市民の命と健康、生存権を守るために、全力をあげていきます。

これまで、ご支援をいただいた皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

市政懇談会開かれる



2月1日、党大分市議団主催の市政懇談会がアートプラザ研修室で開催されました。参加者からは「中心市街地の都市計画変更について」

（アートプラザ研修室にて）、「家庭ごみ有料化を中止させる運動を」、「生活保護裁判勝訴の内容は」、「シングルマザーの生活支援を」などの意見がだされました。

私は、第26回日本共産党大会の報告を兼ねた開会あいさつをさせていただきました。また来年の市長選挙に「党候補の擁立を」などの要望もだされました。

西大分後援会「新春懇談会」



2月9日、八幡公民館で開かれました。約30名あまりの参加がありました。

私は、第26回日本共産党大会の報告と大分市政につ

（八幡公民館2Fホールにて）いて報告をさせていただきました。参加者からは「祓川の改修は体積土砂の掃除から」「社会保障改革プログラム法の内容について」「日本共産党の名前は変えたほうがいいのか」などの質問・疑問がだされました。

生活相談日誌

●4年前、ブラック企業の超過密労働で自殺に追い込まれた青年（長男誕生予定の3ヶ月前）の労災事故の認定が確定しました。市役所控え室に青年の母親と妻が裁判結果の報告とお礼に出向いていただきました。

●城址公園北側に14階建てのマンション建設が予定されています。景観地区にふさわしくないと関係者からの相談が寄せられています。

暮らし・地域の問題など

ご意見・ご要望をおよせください。

ふくま健治生活相談所

大分市東大道3-2-6
546-4505（FAX兼用）
携帯090-2714-5612

